



**緊急質問** 12月13日(金)議会最終日

山崎栄議員より「新庁舎の引き渡しについて」と題しての緊急質問がありました。質問の趣旨と答弁は以下の通りです。

**「新庁舎の引き渡しについて」**

**町長** 納得しない限り印鑑は押さない



**Q** 本会議終了後、仮検査を行い引き渡しになるとの情報を得たのが一昨日であるが、事実関係を確認したい。

**A** 本日午後から現場検査、来週18日に書類検査を含めた全ての既済部分の検査を実施する。確認申請、建築確認については仮使用申請を指定機関、指定確認検査機関に提出している。

**Q** 新庁舎契約内の引き渡し条件は。

**A** 出来高を確認して支払額を算出している。

**Q** 現在までの検査状況と検査結果は。

**A** 工事部長および設計事務所による現場確認も外壁に対する指摘はなかった。

また、設計事務所の見解では、外壁面の仕上げに対して、設計の仕上げも仕様も機能的に満たしていると聞いているが、町長からは外壁の是正を指示されている。

**Q** 今後の引き渡し対策についての町長の見解は。

**A** 足場が外れた時点で色むらなどがあり、設計監理会社、工事関係者にこちらの考えを伝えるように担当に伝えた。今後において、こちらが納得しない限り印鑑は押さない。

**Q** 今後の引き渡し対策についての町長の見解は。

**A** 足場が外れた時点で色むらなどがあり、設計監理会社、工事関係者にこちらの考えを伝えるように担当に伝えた。今後において、こちらが納得しない限り印鑑は押さない。

**緊急質問**…一般質問通告後に、緊急性の高い事件・事故等が発生した時、緊急質問をしたい旨を議長に申し入れることができます。議長は緊急質問を認めるか認めないかを議会で諮ります。今回、全会一致で緊急質問すべきものとなりました。

**pick up 1** 新たな公共交通に向けて

**議案第73号 瑞穂町地域公共交通会議条例を可決**

平成30年度に公共交通に関する意向調査を行い、公共交通の在り方について検討を進めてきましたが、改善するに当たり、利用者をはじめ交通事業者、有識者、行政など、さまざまな立場の意見を踏まえ、その合意に基づいた交通施策の実施が不可欠となることから、新たに条例を制定するものです。

**Q** メンバー構成は。

**A** 学識経験者、警察関係、現在の福祉バスを利用している高齢者・障がい者の団体関係の代表など15名のほか、公募2名の合計17名の構成を考えている。

**Q** 町民の交通問題に対する意識は高い。公募2名は少ないのでは。また、選出方法や住民からの意見聴取は。

**A** 公募人数については、懸念のないように進めていく。志望動機を文章で提出していただき、選考委員会で決定する。また、パブリックコメントなどの必要性については就かれた会長の意見に沿いたい。



1月28日に開催された瑞穂町地域公共交通会議の様子

**pick up 2** 台風19号の被害が補正予算に大きく影響

**議案第90号 令和元年度 瑞穂町一般会計補正予算（第4号）**

台風19号で発生した土砂崩れへの復旧工事費用など、緊急性を要する予算を組み入れました。



土砂流出現場の様子 (1月21日現在)

**Q** 台風19号による狭山池緑地土砂流出撤去等委託料で約4000万円計上されているが、その他にかかった経費と財政への影響は。

**A** 各課での修繕料、予備費から約1500万円のほか、職員の被災地派遣も行った。町村会を通じて都に費用負担についての緊急要望を行った。

**Q** 瑞中生徒棟雨水排水改修等工事の工事範囲は。

**A** 3階から屋上に通じる階段の雨水排水処理、その階段から廊下に雨水が流入した際の床の張り替えおよび天井材の改修、浸水被害のあった1階階段下の倉庫の補修などを予定している。